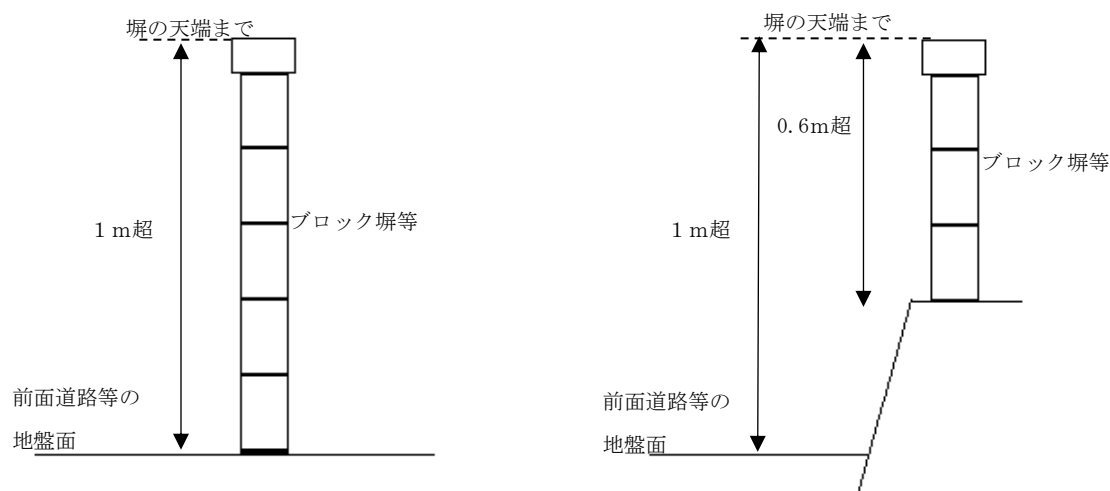


ブロック塀等撤去助成制度のご案内

道路等に面するブロック塀等の撤去費用を助成します。

<p>1.助成の対象</p>	<p>市内の道路等^{※1}に面する一定高さ以上^{※2}のブロック塀等^{※3}の撤去工事にかかる費用（申請後に着手（業者と契約）するものが対象）</p> <p>※1 道路等：道路及び、公園など不特定多数の人が通行する国や地方公共団体が管理する場所</p> <p>※2 一定高さ以上：前面の道路等の地盤面からの高さが1mを超えるもの（かつ、ブロック塀等の部分の高さが0.6mを超えるもの）</p> <p>※3 ブロック塀等：コンクリートブロック塀、組立式コンクリート塀（万年塀）、石積・レンガ積の塀等 ※擁壁は対象外です。</p>
<p>2.助成額</p>	<p>実際に撤去に要する費用と基準額（撤去部分の横幅1mあたり6,000円）のうち低い額とし、1件あたりの上限は30万円（6,000円×50m）</p>
<p>3.申請方法</p>	<p>ブロック塀等の所有者が以下の書類を市役所住宅課窓口へ提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町田市補助金等交付申請書（住宅課窓口で記入） ・ブロック塀等の位置図（撤去部分の高さ・横幅の寸法を記入） ・ブロック塀等の案内図（撤去地の所在がわかるもの） ・ブロック塀等の現況写真 （撤去部分の全景が写っているもの）※撤去範囲を記載 ・ブロック塀等撤去費用の見積書（数量・単価の分かるもの） ・債権者登録依頼書（補助金振込口座の登録依頼書）

<助成の対象となるブロック塀等の高さ>



■ブロック塀等撤去助成制度に関する問い合わせ■

町田市都市づくり部住宅課

電話 042-724-4269 FAX 050-3161-6109

～手続きの流れ～

申請（第1号様式）

- ★『町田市補助金等交付申請書』と必要書類を住宅課窓口へ提出してください。
- ★制度の説明と以降の手続きに必要な書類をお渡しします。

【必要書類】

- ・ブロック塀等の位置図（撤去部分の高さ・横幅の寸法を記入）
- ・ブロック塀等の案内図（撤去地の所在がわかるもの）
- ・ブロック塀等の現況写真（撤去部分の全景が写っているもの）※ 撤去範囲を記載
- ・ブロック塀等撤去費用の見積書（数量・単価の分かるもの）
- ・債権者登録依頼書（補助金振込口座の登録依頼書）

申請内容の審査

- ★提出いただいた書類をもとに市が内容を審査します。審査の中で、申請されたブロック塀等の現地調査（高さ、長さの確認、撮影等）を行います。

決定通知書の送付（第2号様式）

- ★助成対象であることが確認できたら『町田市補助金等交付決定通知書』を送付します。

ブロック塀等の撤去工事の実施

- ★決定通知書を受領後に、撤去工事を行う事業者と契約を結び、ブロック塀等の撤去工事を行ってください。申請された撤去工事の内容に変更が生じる場合は、変更前に住宅課へご相談ください。
- ★撤去工事前、撤去工事中、撤去完了後の写真を必ず撮ってください。

実績報告書の提出（第8号様式）

- ★ブロック塀等の撤去工事が完了しましたら『町田市補助事業等実績報告書』と必要書類を住宅課窓口へ提出してください。

【必要書類】

- ・ブロック塀等撤去工事の領収書及び明細書の写し
- ・撤去工事中、撤去完了後の写真
- ・ブロック塀等撤去工事の契約書の写し

確定通知書の送付（第9号様式）

- ★実績報告書を市で審査した後、『町田市補助金等交付額確定通知書』を送付します。

助成金の請求（第10号様式）

- ★確定通知を受け取りましたら、『町田市補助金等交付請求書』と必要書類を提出してください。みなさまが指定した口座へ助成金を振り込みます。